

## 佐賀市社会福祉協議会校区（地区）社会福祉協議会運営助成金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が校区（地区）社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）に対し、地域において小地域ネットワーク活動を中心として行う各種の援護・支援活動に対しての運営費を助成することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

### （助成団体）

第2条 この助成金は、概ね小学校区を単位に設置された校区社協に助成する。

### （活動の内容）

第3条 校区社協は、概ね次の事業を行うものとする。

- （1）広報誌の発行
- （2）役員会及び理事会の定期開催
- （3）高齢者ふれあいサロン事業の推進
- （4）コミュニティカフェや子どもの居場所など地域の居場所づくりの推進
- （5）子どもに関する取り組みの推進
- （6）福祉協力員等の設置推進
- （7）地域共生社会に向けた取り組みの推進

### （助成金の額）

第4条 校区社協に交付する運営費は、一校区社協あたり25万円とする。

### （助成金の交付申請）

第5条 運営費の交付を受けようとする校区社協は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他会長が必要と認めるもの
- （4）前各号に定める書類は、当該年度の総会資料に同様の記載があれば、これに代えることができる。

### （助成金の交付決定及び交付）

第6条 会長は、運営費の交付申請があったときは、当該申請書の内容の審査及び必要に応じて実施調査等を行い、適当と認めるときは、助成金交付決定通知書により申請者に通知するとともに、指定された口座に助成金を振り込むものとする。

### （関係書類の整備）

第7条 運営費の交付を受けた校区社協は、事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

（実績報告）

第8条 運営費の交付を受けた校区社協は、事業後2ヶ月以内に実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）その他会長が必要と認めるもの
- （3）前各号に定める書類は、当該年度の総会資料に同様の記載があれば、これに代えることができる。

（助成金の返還）

第9条 会長は、校区社協が事業に関して、次の各号に該当すると認めたときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく会長の指示に違反したとき。
- （2）助成金を他の用途に使用したとき。
- （3）虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の規定により、助成金交付決定の全部又は一部を取り消した場合で当該取り消し部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱中、第4条の助成金の活動強化支援額は、平成29年度から平成31年度までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱中、第4条の助成金の活動強化支援額は、1年間延長し、令和2年度までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。